

告示

埼玉県告示第千一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
総合福祉 朝霞 ツクイ	朝霞市本町一 一九一三二 〇二	訪問介護 訪問入浴介護	平成十二年五月十日
齋藤齒科医院	所沢市金山町一 一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年五月三十一日
日本調剤 狭山ヶ 丘薬局	所沢市東狭山ヶ 丘四二六七二 七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年六月三十日
日本調剤 若狭薬 局	所沢市若狭三 二五七六一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和三年六月三十日

パ
ル
薬
局

ほ富士見市東みず
台一―五―二

介
護
予
防
居
宅
療
養
管
理
指
導

居
宅
療
養
管
理
指
導

日
令
和
三
年
六
月
二
十